

以下の設問にできるだけ多く答えなさい。

1. (市民法上の)所有者が、(自己の)金の指輪を、売って引渡した場合に、どのような法的効果が生じるだろうか？
2. (市民法上の)所有者である人が、(自己の)馬を、ある人にマンキパティオした場合に、譲り受けた人の法的立場はどうだろうか？
3. (市民法上の)所有者である人が、(自己所有の)奴隷を、売って(マンキパティオもせず、法廷譲渡もしないで)たんに引渡した場合に、譲り受けた人の法的立場はどうだろうか？
4. (市民法上の)所有者が、(自己の)金の指輪を、売って引渡した場合に、この(市民法上の)所有者自身が所有物占有回収の訴え REI VINDICATIO をかけてきた場合に、「売られて引渡された物の抗弁」で対抗できるだろうか？
5. (市民法上の)所有者でない人が、(他人の)金の指輪を、売って引渡した場合に、真の所有者が所有物占有回収の訴え REI VINDICATIO をかけてきた場合に、「売られて引渡された物の抗弁」で対抗できるだろうか？
6. ある人がある物を IN BONIS に持つ(=IN BONIS にある人の物である)の、ある物は奴隷や馬でなくてはならないだろうか？金の指輪でもよいのだろうか？
7. 「法務官法上の所有権」を論じるなら、なぜプブリキアーナの訴えを論じないわけにはいかないはずなのだろうか？
8. プブリキアーナの訴えはもともと「(市民法上の)非所有者からの引渡し」(売られて)の場合にも適用されていたのだろうか？
9. 「法務官法上の所有者」が特別な資格のあるウスカピオ占有者であると言われる理由は何だろうか？
10. 古典法とユスティニアヌス法の関係について具体例を上げて論じなさい。(ユスティニアヌス帝の改革や決定インテルポラーティオに触れるとよい)